

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成20年6月30日

東広島市長 藏 田 義 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### (1) 名称

ショージ下見店

### (2) 所在地

東広島市西条町下見4625番1外

## 2 変更に係る事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)ショージ新下見店	ショージ下見店
大規模小売店舗の所在地	東広島市西条町下見4623番1外	東広島市西条町下見4625番1外

## 3 変更年月日

平成19年11月12日

## 4 変更の理由

変更に係る事項	変更の理由
大規模小売店舗の名称	名称を正式に定めたため
大規模小売店舗の所在地	地番の錯誤を訂正したため

## 5 届出年月日

平成20年6月19日

## 6 縦覧期間及び縦覧場所

### (1) 縦覧期間

平成20年6月30日(月)から平成20年10月30日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年10月30日(木)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課